

平成29年1月5日

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

公文書の開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成27年6月5日付け玉市設第53-1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）は、平成25年3月1日付け玉市土第878-1号による公文書部分開示決定通知書を開示すべきである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、対象となる全ての文書の開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は保管中の文書の中に開示されていない文書があると認められるとし、異議申立書、意見書、口頭意見陳述及び上申書で理由を述べるが、その主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 開示されていないと考えられる公文書

(ア) 平成25年8月14日付け、玉市土第422-1号の公文書開示決定通知書に基づいて同月20日に開示された受理番号欄を「24-3」とされた公文書開示請求処理票

(イ) 平成25年2月28日、当時管財課課長補佐が当時、土木課担当者に送信メールの標題を「例の件」としてメール送信した所管課送付日を「平成25年2月15日」と事実でない日付けとされ、不正な内容として作成された公文書開示請求処理票

(ウ) 平成25年3月5日、当時総務課情報公開担当者が当時土木課担当者に送信メールの標題を「情報公開の処理票の追記について」としてメール送信した所管課送付日を「平成25年2月15日」と事実でない日付けと

され、不正な内容として作成された公文書開示請求処理票

(エ) 平成25年3月1日付け玉市土第878-1号の公文書部分開示決定通知書

イ 不適正に作成された公文書開示請求処理票が存在する根拠（上記ア（ア）の文書が存在すると考えられる根拠）

これまで情報公開請求及び情報提供により交付を受けた文書のうち、これまで総務課、管財課及び建設管理課から異議申立人に開示された処理票（所管課送付日を平成25年2月15日としたもの）は作為的に事実でない内容を記録したものであり、この文書が「不適正に作成された文書」として開示されていない。

ウ 上記ア（イ）及び（ウ）の文書が存在すると考えられる根拠

管財課の担当者が異議申立人に送付した（差出人は玉名市長）「情報の提供について」とされて送付された文書の内容から、公文書開示請求の当日に公開窓口から関係所管課に処理票が送付されている事実はないと認められる。

平成25年2月15日において、総務課公開窓口担当者らは、異議申立人からの請求書に対する開示等に関する取扱いは、公開窓口が主たる取扱いの部分も担当しなければならないものと誤解されていたものと断言できる。異議申立人からの請求書受付事務の際も、所管課となるべき管財課及び当時の土木課担当者の公開窓口における立会いはなかった。

処理票の受付日欄の「平成25年2月15日」という日付けは少なくともその日より後の日にパソコンに入力され、異議申立人に開示されたものと判断している。

請求日の「平成25年2月15日」に所管課に処理票が送付されていれば、その後の「平成25年2月22日」に所管課に対し、処理票の様式をメールで送信する必要はないのである。

したがって、平成25年2月15日に異議申立人が提出した公文書開示請求書に関する処理票については、同日に公開窓口担当者から当時土木課の担当者に送付されている事実はない。

エ 上記ア（エ）の文書が存在すると考えられる根拠

既に異議申立人に開示されている平成25年3月1日付け玉市土第878-1号による公文書部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）に関する回議書を見ると、所管課である当時の土木課長は決定に関する事務（決

裁)を行っていない不適正に作成された文書であり、建設管理課に存在している。

オ 本件異議申立てに係る公文書開示請求(以下「本件請求」という。)の対象から除外した公文書

本件請求で「(開示に関する不服申し立てに関する内容は除く。)」として異議申立人が本件請求の対象から除外した公文書は、これまで不服申立ての対象となった公文書である。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書の要旨は、本件異議申立ての棄却を求めるもので、その理由は、次のとおりである。

(1) 上記2(2)ア(ア)の文書を開示しなかった理由

本件請求に係る公文書開示請求書に「(開示に関する不服申し立てに関する内容は除く。)」の文言が付記してある。

これら開示に関する不服申立てのうち、平成25年9月9日に提出された異議申立書で、平成25年2月15日付け公文書開示請求に係る処理票(以下「本件処理票」という。)自体が対象となっているため、当該付記の内容に該当するものとの認識で対象外と判断し、不開示としたものである。

(2) 上記2(2)ア(イ)及び(ウ)の文書を開示しなかった理由

異議申立人が開示されていないと主張するメールの送受信に関する送付書(以下「本件送付書」という。)及び添付ファイル(以下「本件ファイル」という。)については、メールを削除しているため、メールは存在しない。本件ファイルについては、出力した記憶はないが、出力したとしても処分したと思われるため、所管課として保有しておらず、異議申立人が主張する公文書は存在しない。

(3) 上記2(2)ア(エ)の文書を開示しなかった理由

本件請求の内容は、次のとおりである。

① これまでに請求者から情報公開の業務に関し、不適正である又は不適正ではないかと指摘等を受けた内容及びこれに対する実施機関の検討結果や判断等が判明する文書(開示に関する不服申し立てに関する内容は除く。)

② これまでに請求者に不適正な要領で発出された文書及び同文書につき適正な手続きによった文書

本件通知書は、過去に異議申立人から不適正な事務により作成された文書で

ある旨の指摘を受けており、本件請求の内容①、②のいずれにも該当する。

しかしながら、本件通知書に係る公文書開示決定については、平成25年4月5日に異議申立てがなされており、玉名市情報公開審査会に諮問し、平成26年8月13日に答申を受けたところである。

本件請求の内容①の括弧書きには、「(開示に関する不服申し立てに関する内容は除く。)」とある。

本件通知書は不服申立ての対象となっており、括弧書きに該当するため、①の対象外と判断した。

また、異議申立人が①の括弧書きで請求の対象から除外した文書を②で請求するとは考えにくく、このことは、本件請求の受付時に異議申立人に確認もしたところである。

そのため、本件通知書は②についても対象外と判断した。

したがって、本件通知書は本件請求の①、②のいずれについても対象外であり、本件請求の対象文書として本件通知書を開示しなかったものである。

4 審査会の判断

- (1) 申立人は、意見書、口頭意見陳述、上申書を通じて実施機関における情報公開の事務処理手続に不適正さがあるとし、一貫して論難している。

本来、実施機関としてはその事務処理手続の適否等につき、疑義を差し挟まれないよう適正な事務処理に努めなければならないことは当然のことであり、その意味では、申立人が疑義を指摘するその心情には汲むべきものもみられるが、そこに指摘されている事務処理手続の適否等に関する事項は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断にはなじまないものである。

そこで、当審査会としては事務処理手続の適否等の判断は控えるものとし、開示の請求があった文書について、開示の当否それ自体を以下に検討する。

- (2) 本件処理票について

本件請求の対象となる公文書にこれまで不服申立ての対象となった公文書が含まれないことは、異議申立人の公文書開示請求書及び口頭による意見陳述により明らかであるところ、異議申立人が開示されていない旨主張する本件処理票は、異議申立人による平成25年9月9日付け異議申立てにおいて当該本件処理票自体の開示・不開示について争われており、不服申立ての対象となった公文書に該当する。

それ故、本件処理票は、異議申立人が本件請求の対象から除外した公文書に該当し、本件請求の対象となる公文書に含まれないと解するのが相当である。

また、その他に、異議申立人の主張に未開示の文書があることを裏付けるものはない。

以上のことから本件処理票は、異議申立人が本件請求の対象から除外した公文書に該当し、本件請求の対象となる公文書に含まれないと解するのが相当である。

(3) 本件送付書及び本件ファイルについて

異議申立人が開示されていない旨主張する本件送付書及び本件ファイルに係る電磁的記録（以下「本件記録」という。）は、実施機関の担当者間のメールの送受信記録であるところ、実施機関によれば、メールを削除しているとのことである。

実施機関では、電子メールボックスの容量に限度があるため、情報システム責任者が定めた電子メールボックスの容量の上限に従い、各職員は当該容量を確保するため適宜送受信メールを削除しているとのことであり、このことは、実施機関が提出した資料により当審査会においても確認したところである。

そうであれば、本件記録について削除しているとの実施機関の主張には十分合理性がある。

また、実施機関は、本件記録は紙に出力した記憶はなく、出力したとしても処分したと思われるとして保有していないとしているが、この点の実施機関の主張にも不合理な点は認められない。

よって、異議申立人が公文書開示請求を行った時点において、異議申立人が開示されていないと主張する本件記録は存在しないと認められ、実施機関が本件記録を保有しているとの異議申立人の主張には理由がない。

(4) 本件通知書について

異議申立人より本件通知書に係る部分開示決定通知により不開示とされた公文書につき不服申立てがなされているが、本件通知書自体の開示・不開示についての不服申立てはなされていない。

異議申立人及び実施機関それぞれの主張を見ると、公文書開示請求の対象文書、とりわけ、本件請求に係る請求内容の括弧書きで請求の対象から除外された公文書の認識につき、双方の認識が異なっている。

そこで、当審査会において異議申立人の口頭による意見陳述の際、異議申立人に対し本件請求に係る請求内容の括弧書きの記載の趣旨につき確認したところ、異議申立人としては、これまで不服申立ての対象となった公文書を除く趣旨であるとのことであり、その趣旨が明確となった。

審査会としては、異議申立人と実施機関との認識に相違がある場合、市民の

知る権利を尊重し、開かれた市政の実現に資することを目的とする情報公開制度の趣旨に照らし、異議申立人の認識を尊重して判断するのが相当であると考える。

そうすると、本件通知書は、既に述べたとおり、それ自体が不服申立ての対象文書とはされていないことから、異議申立人が本件請求において請求対象から除外する意図のあった公文書には該当しないと言わざるを得ない。

したがって、本件通知書は本件請求の対象の公文書に該当することとなり、開示されていないことから未開示の文書の存在が認められることとなる。

(5) 結論

以上のことから、実施機関は、異議申立人が開示されていない旨主張する公文書のうち、本件請求の対象文書として平成25年3月1日付け玉市土第878-1号による公文書部分開示決定通知書を開示すべきである。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美